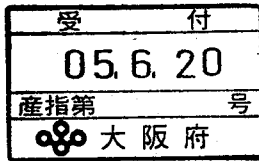


(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 19日

大阪府知事 殿



提出者

住所 大阪市中央区道修町4丁目4番10号

氏名 小林製薬株式会社
代表取締役社長 小林 章浩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-7659-1545

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	小林製薬(株) (小林製薬物流(株))
事業場の所在地	大阪府大東市太子田北町1丁目10番
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	16: 化学工業
②事業の規模	製造品出荷額: 166,258百万円
③従業員数	1,631人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	①返品された製品の仕分作業を行う (再生可否判断) ②「再生不可」となった製品を集約する ③収集運搬業者が廃棄処分業者へ運搬を行う ④廃棄処分業者にて、適正処理実施

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙1参照願います

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	①引火性廃油	—
	排 出 量	109.95 t	— t
	（これまでに実施した取組） ・ 返品再生仕分作業の集約化による、検品日数短縮 ・ 優良認定処理業者への処理委託による適切な処分		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	①引火性廃油	—
	排 出 量	70 t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・ 返品再生仕分作業の集約化による、検品日数短縮 ・ 優良認定処理業者への処理委託による適切な処分		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 返品仕分時に再生可能部材は再利用を行っている
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 現状維持

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	-
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	-
	全処理委託量	109.95 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	109.95 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・返品再生仕分作業の集約化による、検品日数短縮 ・優良認定処理業者への処理委託による適切な処分 		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	—
	全処理委託量	70 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	70 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	110 t	
	(今後実施する予定の取組等) <ul style="list-style-type: none"> ・継続して返品再生仕分作業の集約化による、検品日数短縮 ・継続して優良認定処理業者への処理委託による適切な処分 		
※事務処理欄			

添付資料 管理体制図及び各部署の役割
〔管理体制図〕

